

(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 4 月

株式会社 千葉袖ヶ浦エナジー

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	17

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年2月1日（月）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

平成28年2月1日（月）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（別紙1参照）

- ・読売新聞（朝刊 31面：千葉面）
- ・朝日新聞（朝刊 25面：千葉面）
- ・毎日新聞（朝刊 27面：千葉面）
- ・産経新聞（朝刊 20面：千葉面）
- ・千葉日報（朝刊 19面）

② 「お知らせ」の実施

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

a. 日刊新聞紙によるお知らせ（別紙2参照）

- ・日本経済新聞（朝刊 31面：千葉・首都圏経済面 平成28年2月2日（火）付）

b. 関係市の広報紙への掲載（別紙3参照）

- ・袖ヶ浦市広報紙「広報そでがうら 第879号 平成28年2月1日号」
- ・市原市広報紙「広報いちはら 1457号 平成28年2月1日号」
- ・木更津市広報紙「広報きさらづ No.742 平成28年2月号」

c. 当社ウェブサイトへの掲載（別紙4参照）

- ・当社ウェブサイト（平成28年2月1日（月）より）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 13 箇所及び当社事務所 1 箇所の計 14 箇所にて縦覧を行った。

また、インターネットの利用により、当社ウェブサイト公表した。

① 縦覧場所

自治体等	縦覧場所	所在地
千葉県	千葉県庁 環境生活部環境政策課	千葉県千葉市中央区市場町 1-1
	千葉県君津地域振興事務所 地域環境保全課	千葉県木更津市貝渕 3-13-34 (君津合同庁舎 3 階)
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市役所 市政情報室	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
	長浦行政センター	千葉県袖ヶ浦市蔵波 513-1
	平川行政センター	千葉県袖ヶ浦市横田 115
市原市	市原市役所 環境部環境管理課	千葉県市原市国分寺台中央 1-1-1
	市原市姉崎支所	千葉県市原市姉崎 2150-1
	市原市五井支所	千葉県市原市五井中央西 1-1-25 (サンプラザ市原 2 階)
木更津市	木更津市役所 朝日庁舎行政資料室	千葉県木更津市朝日 3-10-19
	木更津市 環境部環境管理課	千葉県木更津市潮浜 3-1 (木更津市クリーンセンター内)
	木更津市立岩根公民館	千葉県木更津市高柳 3-2-1
	木更津市立中郷公民館	千葉県木更津市井尻 789
	木更津市立金田公民館	千葉県木更津市中島 1985
事業者	株式会社千葉袖ヶ浦エナジー（事務所）	千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブイースト 25 階

② インターネットの利用による公表

当社ウェブサイトにおいて方法書及び要約書を公表した。（別紙 5 参照）

また、千葉県、袖ヶ浦市、市原市及び木更津市のウェブサイトと当社ウェブサイトとをリンクすることにより、自治体のウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。（別紙 6 参照）

(4) 縦覧期間

① 自治体庁舎

平成 28 年 2 月 1 日（月）から平成 28 年 3 月 1 日（火）までとした。

土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 17 時まで（市原市内の縦覧場所は、8 時 30 分から 17 時 15 分まで）とした。

② 当社事務所

意見書受付期間と同じ平成 28 年 2 月 1 日（月）から平成 28 年 3 月 15 日（火）までとした。

土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 17 時までとした。

③ インターネットの利用による公表

意見書受付期間と同じ平成 28 年 2 月 1 日（月）から平成 28 年 3 月 15 日（火）までとし、その期間中は常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧確認表記載者数：16 名

（内訳）

千葉県庁 環境生活部環境政策課	3 名
千葉県君津地域振興事務所 地域環境保全課	0 名
袖ヶ浦市役所 市政情報室	3 名
長浦行政センター	3 名
平川行政センター	0 名
市原市役所 環境部環境管理課	1 名
市原市姉崎支所	3 名
市原市五井支所	1 名
木更津市役所 朝日庁舎行政資料室	0 名
木更津市 環境部環境管理課	0 名
木更津市立岩根公民館	0 名
木更津市立中郷公民館	0 名
木更津市立金田公民館	0 名
株式会社千葉袖ヶ浦エナジー（事務所）	2 名

② 方法書及び要約書を公表した当社ウェブサイトへのアクセス数：1,026 回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
平成28年2月11日（木・祝日） 13時30分から15時46分まで	袖ヶ浦市民会館 大ホール （千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1566）	74 名
平成28年2月16日（火） 18時30分から20時32分まで	袖ヶ浦市臨海スポーツセンター 体育館 （千葉県袖ヶ浦市長浦 1-57）	83 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年2月1日（月）から平成28年3月15日（火）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は平成28年3月15日（火）の消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、当社への郵送による書面により受け付けた。（別紙7参照）

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は5通（意見の総数：16件）であった。

○平成28年2月1日（月）掲載

- ・読売新聞（朝刊 31面：千葉面）
- ・朝日新聞（朝刊 25面：千葉面）
- ・毎日新聞（朝刊 27面：千葉面）
- ・産経新聞（朝刊 20面：千葉面）
- ・千葉日報（朝刊 19面）

[illegible]

日刊新聞紙に掲載したお知らせ

○平成 28 年 2 月 2 日（火）掲載

・日本経済新聞（朝刊 31 面：千葉・首都圏経済面）

【紙面掲載サイズ 23cm×2 段】

お 知 ら せ

環境政策推進法に基づき「(仮称)千葉神々油火力発電所」の令般設計計画（環境政策推進法第 21 条以下「方法書」の作成及び関係者の開催に付）水の上にお知らせいたします。

平成二十八年二月一日
株式会社千葉神々油エナジー

代表取締役社長 三宅 一成

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】
 名称 株式会社千葉神々油エナジー
 代表取締役社長 三宅 一成
 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一
 ワールド・エネルギー・ソリューションズ・イースト 25 階

【対象事業の名称、開催の趣旨】
 名称 (仮称)千葉神々油火力発電所「令般設計計画」
 趣旨 出力二百キロワット

【対象事業を促進されるべき区域】
 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目

【対象事業による環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目

【方法書の提出及び公衆の意見聴取に關する】
 一 設置場所 (仮称)千葉神々油火力発電所（千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一）
 二 設置期間 平成二十八年二月一日（火）から平成二十八年三月一日（火）まで。但し、土曜日、日曜日は除きます。なお、事業者事務所については平成二十八年三月十五日（火）までとさせていただきます。

三 設置時間 午前九時から午後五時まで（土曜日の観望場所は午前八時三十分から午後五時十五分まで）

四 インターネットによる公衆の意見聴取 株式会社エナジー・ソリューションズ <http://www.esenergy.co.jp/>

五 インターネットによる公衆の意見聴取 平成二十八年二月一日（火）から平成二十八年三月十五日（火）まで

【方法書についての環境政策推進法第 21 条第 2 項の意見聴取】
 方法書について環境政策推進法の規定に基づき、公衆の意見聴取を行います。この場合は、環境政策推進法第 21 条第 2 項の意見聴取に準じて、公衆の意見聴取を行います。

一 意見聴取の開催場所
 ・氏名及び住所（法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 ・提出の対象となる方法書の名称
 ・方法書について環境政策推進法の規定に基づき、公衆の意見聴取を行います。

二 意見聴取の提出期限
 平成二十八年三月十五日（火）（前記印刷用紙）

三 意見聴取の提出場所
 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一（ワールド・エネルギー・ソリューションズ）

※意見聴取に出席する個人情報は本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【説明会を開催する日時及び場所】
 平成二十八年三月十一日（水）午後二時から午後四時（予定）
 会場 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一（ワールド・エネルギー・ソリューションズ）

【お問い合わせ先】
 株式会社千葉神々油エナジー 電話 043-299-0620
 （土曜日、日曜日、祝日は除く、午前九時から午後五時まで）

関係市の広報紙に掲載したお知らせの内容 (1)

○広報そでがうら (第 879 号 平成 28 年 2 月 1 日号)

**環境影響評価関係図書(環境影響評価方法書)の
縦覧と説明会を開催します**

環境影響評価法の規定により、千葉袖ヶ浦エナジーから資料が送付されましたので、次のとおり縦覧します。この資料(環境影響方法書)に対し、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

事業の名称 (仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1・2号機建設計画

対象事業実施区域 袖ヶ浦市中袖3-1 ほか

縦覧期間 3月1日(火)まで ※土・日曜日、祝日を除く

▶事業者のホームページ(<http://www.csenergy.co.jp>)でも公表を行います。

縦覧時間 午前9時～午後5時

縦覧場所 市役所 2階市政情報室、長浦・平川行政センター

提出方法 意見書に住所・氏名・方法書の名称・意見を記入し、郵送で提出してください。用紙は、縦覧場所に用意しています。

提出期限 3月15日(火)消印有効

提出先 〒261-7125 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1

ワールドビジネスガーデン マリブイースト25階

千葉袖ヶ浦エナジー ☎043(299)0620

環境影響評価方法書の説明会を開催

日 時	場 所
2月11日(祝) 午後1時30分～ 1時受付	市民会館 大ホール
2月16日(火) 午後6時30分～ 6時受付	臨海スポーツセンター 体育館

☎ 環境管理課 ☎(62)3404

○広報いちはら (1457 号 平成 28 年 2 月 1 日号)

**環境影響評価関係図書の縦覧・
説明会と意見募集**

縦覧図書＝(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所 1,2 号機建設計画環境影響評価方法書 縦覧期間＝3 月 1 日(火)まで 縦覧場所＝環境管理課、姉崎・五井支所 説明会＝2 月 11 日(祝)午後 1 時 30 分・袖ヶ浦市民会館、2 月 16 日(火)午後 6 時 30 分・袖ヶ浦市臨海スポーツセンター 当日直接会場へ 環境保全の見地からの意見を提出できます。提出方法＝縦覧場所にある意見書に必要事項を書き、3 月 15 日(火)(消印有効)までに郵送する。縦覧図書は事業者ウェブサイト(<http://www.csenergy.co.jp>)で

3 月 15 日(火)まで公表

提出先 (株)千葉袖ヶ浦エナジー (〒261-7125 千葉市美浜区中瀬 2-6-1WBG・マリブイースト 25 階)

問合先 同所 ☎043(299)0620、環境管理課 ☎③ 9867

関係市の広報紙に掲載したお知らせの内容 (2)

○広報きさらづ (No.742 平成 28 年 2 月号)

■環境影響評価方法書の縦覧および説明会

環境影響評価法の規定に基づき、下記事業に係る環境影響評価方法書の縦覧および説明会を実施します。なお、この方法書に対して環境保全の見地から意見のある人は、事業者に対して意見書の提出ができます。

事業の名称 (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画

実施区域 袖ヶ浦市中袖3-1 他

○縦覧

期間 3月1日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前9時～午後5時

場所 行政資料コーナー(朝日庁舎)、環境管理課(クリーンセンター内)、金田・岩根・中郷公民館

※3月15日(火)まで、ホームページでも公表しています。

HP <http://www.csenergy.co.jp/>

意見書の提出方法 3月15日(当日消印有効)までに縦覧場所に備え付けの書簡に記入の上、郵送。

提出先 〒261-7125 千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン・マリブイースト25階 (株)千葉袖ヶ浦エナジー

○説明会 ※申し込み不要

日時・場所

①2月11日(祝) 午後1時30分～(受付 午後1時～)・袖ヶ浦市民会館(袖ヶ浦市坂戸市場1566) 大ホール

②2月16日(火) 午後6時30分～(受付 午後6時～)・袖ヶ浦市臨海スポーツセンター(袖ヶ浦市長浦1-57) 体育館

問 (株)千葉袖ヶ浦エナジー

☎043 (299) 0620

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ

○平成 28 年 2 月 1 日より掲載

「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所12号機建設計画 環境影響評価方法書」(以下、方法書)の縦覧及び説明会について

当社は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、平成28年1月29日(金)に方法書及びこれを要約した書類(以下、要約書)を経済産業大臣に届け出るとともに、千葉県知事、袖ヶ浦市長、市原市長及び木更津市長へ送付致しました。方法書及び要約書につきましては、環境影響評価法に基づき、関係自治体庁舎等で縦覧を行うとともに、説明会を開催致します。

また、方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書を郵送によりお寄せ下さい。

1. 方法書の縦覧

(1)縦覧場所:計14箇所

自治体等	縦覧場所	所在地
千葉県	千葉県庁 環境生活部環境政策課	千葉県千葉市中央区市場町1-1
	千葉県君津地域振興事務所 地域環境保全課	千葉県木更津市貝渕3-13-34 (君津合同庁舎3階)
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市役所 市政情報室	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1
	長浦行政センター	千葉県袖ヶ浦市蔵波513-1
	平川行政センター	千葉県袖ヶ浦市横田115
市原市	市原市役所 環境部環境管理課	千葉県市原市国分寺台中央1-1-1
	市原市姉崎支所	千葉県市原市姉崎2150-1
	市原市五井支所	千葉県市原市五井中央西1-1-25 (サンプラザ市原2階)
木更津市	木更津市役所 朝日庁舎行政資料室	千葉県木更津市朝日3-10-19
	木更津市 環境部環境管理課	千葉県木更津市潮浜3-1 (木更津市グリーンセンター内)
	木更津市立岩根公民館	千葉県木更津市高柳3-2-1
	木更津市立中郷公民館	千葉県木更津市井尻789
	木更津市立金田公民館	千葉県木更津市中島1985
事業者	株式会社千葉袖ヶ浦エナジー(事務所)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブイースト25階

(2)縦覧期間

平成28年2月1日(月)～3月1日(火)

※土曜、日曜、祝日を除きます。

※当社事務所においては、平成28年3月15日(火)までご覧になれます。

また、当社ホームページでも平成28年3月15日(火)までご覧になれます。

(<http://www.csenergy.co.jp/>)

(3)縦覧時間

午前9時～午後5時

※市原市の縦覧場所は、午前8時30分～午後5時15分

2. 方法書の説明会

期日	時間	会場名及び住所
平成28年2月11日(木・祝日)	午後1時30分より 午後3時30分まで	袖ヶ浦市民会館 大ホール (住所:千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1566)
平成28年2月16日(火)	午後6時30分より 午後8時30分まで	袖ヶ浦市臨海スポーツセンター 体育館 (住所:千葉県袖ヶ浦市長浦1-57)

3. 意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、当社宛に意見書を郵送によりお寄せください。

(1)意見書の記載事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

(2)意見書の提出期限

平成28年3月15日(火)(当日消印有効)

(3)意見書の提出先

〒261-7125

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン マリブイースト25階

株式会社千葉袖ヶ浦エナジー(電話:043-299-0620)

当社ウェブサイトでの方法書等の公表

「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所12号機建設計画 環境影響評価方法書」(以下、方法書)及び、方法書(要約書)を公開します。

方法書及びこれを要約した書類(以下、要約書)を環境影響評価法の規定に基づき公表致します。方法書及び要約書は、平成28年3月15日(火)まで閲覧いただけます。

なお、印刷及びダウンロードは出来ません。

※PDF形式のファイルをご覧になるには、Adobe Readerが必要です。Adobe ReaderはAdobe Systemsのホームページで無料ダウンロードできます。

また、ブラウザはInternet Explorerをご利用ください。

• [表紙 目次\(PDF:138KB\)](#)



• [>第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地\(PDF:84KB\)](#)



• [>第2章 対象事業の目的及び内容\(PDF:11MB\)](#)



• 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

◦ [>3.1 自然的状況\(PDF:28.1MB\)](#)



◦ [>3.2 社会的状況\(PDF:41.9MB\)](#)



• [>第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果\(PDF:8.3MB\)](#)



• [第5章 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解\(PDF:1.4MB\)](#)



• [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法\(PDF:23.7MB\)](#)



• [第7章 その他環境省令で定める事項\(PDF:4.2MB\)](#)



• [要約書\(PDF:35.5MB\)](#)



• [用語集\(PDF:378KB\)](#)



関係自治体のウェブサイト (1)

○千葉県ウェブサイト

:: 環境影響評価手続中の案件

事業名	現在の手続	備考
市原火力発電所建設計画	配慮書手続終了	-
(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画	配慮書手続終了	-
(仮称) 東総地区広域ごみ処理施設建設事業	方法書手続終了	-
安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業	方法書手続終了	-
君津環境整備センター第III期増設事業	準備書手続中	-
五井火力発電所更新計画	方法書手続終了	-
(仮称) 江川土地区画整理事業	方法書手続終了	-

2方法書手続

|| (1)環境影響評価方法書の公告縦覧等

- ・送付：平成28年1月29日
- ・公告：平成28年2月1日

縦覧場所

- ・千葉県庁環境生活部環境政策課、君津地域振興事務所
- ・袖ヶ浦市役所市政情報室、長浦行政センター、平川行政センター
- ・市原市役所環境部環境管理課、市原市役所姉崎支所、市原市役所五井支所
- ・木更津市役所市政情報室、木更津市役所環境部環境管理課（クリーンセンター内）、岩根公民館、中郷公民館、金田公民館
- ・株式会社千葉袖ヶ浦工ナジー

縦覧期間

平成28年2月1日（月曜日）から平成28年3月1日（火曜日）まで

縦覧時間

午前9時から午後5時まで

（市原市の縦覧場所は午前8時30分から午後5時15分まで）

環境影響評価方法書はこちら

株式会社千葉袖ヶ浦工ナジー 外部

関係自治体のウェブサイト (2)

○袖ヶ浦市ウェブサイト



袖ヶ浦市
Sodegaura City Website

文字の大きさ 拡大 標準 背景色を変える 白 黒 青

はじめての方へ サイトマップ Foreign language 携帯サイト

検索

全て ページ PDF

ホーム

くらし・手続き

市政・まちづくり

産業・事業者

魅力・観光

現在地

ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 環境・衛生・公園 > 環境保全・環境対策 > 環境影響評価関係図書を縦覧します(株式会社千葉袖ヶ浦エナジー)

環境影響評価関係図書を縦覧します(株式会社千葉袖ヶ浦エナジー)



 印刷用ページを表示する 掲載日:2016年2月1日

環境影響評価法の規定により、株式会社千葉袖ヶ浦エナジーから資料が送付されましたので、次のとおり縦覧します。

この資料(環境影響評価方法書)に対し、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

図書の名称

(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所12号機建設計画 環境影響評価方法書

事業者ホームページアドレス

事業者のホームページから、縦覧図書等をご覧になることができます。

[株式会社 千葉袖ヶ浦エナジーホームページ\(外部リンク\)](#)

対象事業

事業者の名称

株式会社千葉袖ヶ浦エナジー

事業の名称

(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所12号機建設計画

発電所の原動力の種類

汽力

発電所の出力

約200万キロワット(100万キロワット×2基)

対象事業実施区域

袖ヶ浦市中袖3-1 他

対象事業実施区域の面積

約247万平方メートル(陸域面積約120万平方メートル、海域面積約127万平方メートル)

関係自治体のウェブサイト (3)

○市原市ウェブサイト



[音声読み上げ・文字拡大](#)
[携帯サイト](#)
[Multilingual](#)
[サイトマップ](#)

[くらしの情報](#)
[子育て・教育](#)
[健康・福祉](#)
[市政情報](#)
[文化・スポーツ](#)
[観光・魅力・産業](#)

[現在のページ](#)
[トップページ](#)
[くらしの情報](#)
[環境・緑化・公園](#)
[環境](#)
[お知らせ](#)

環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書）

環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書）

更新日：2016年2月1日

次の対象事業について、環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」が事業者から送付されました。この環境影響評価方法書に関する縦覧、説明会、意見の提出についてお知らせします。

対象事業について

事業者の名称

株式会社千葉袖ヶ浦エナジー

事業の名称

（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画

発電所の原動力の種類

汽力

発電所の出力

総出力200万キロワット（100万キロワット×2基）

対象事業実施区域

袖ヶ浦市中袖3-1(ほか)

対象事業実施区域の面積

約247万平方メートル（陸域面積約120万平方メートル、海域面積約127万平方メートル）

図書の縦覧について

縦覧図書

（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画 環境影響評価方法書

期間

平成28年2月1日（月曜日）から3月1日（火曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

時間

午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

環境管理課（国分寺台中央1-1-1市役所10階）
姉崎支所（姉崎2150-1）
五井支所（五井中央西1-1-25サンプラザ市原2階）

インターネットによる公表

事業者のホームページにおいても、平成28年2月1日（月曜日）午前8時から平成28年3月15日（火曜日）まで、環境影響評価方法書を公表します。
事業者のホームページはこちら（外部）→株式会社千葉袖ヶ浦エナジー

お知らせ

環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（市原火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書）

環境影響評価関係図書の縦覧・説明会・意見募集について（（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書）

建築物の解体事業時の石綿漏洩防止対策等に係る周知啓発事業のお知らせ

平成27年度市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金のご案内

市原市環境審議会を開催します

消費税率引き上げに伴うし尿収集料金（税込）変更のお知らせ

辰巳台東地区周辺におけるテトラクロロエチレンの検出について

セアカゴケグモにご注意ください

大気汚染防止法におけるアスベストの規制対象が拡大されました

この情報を見ている人はこんなページも見ています

誰にもできるわが家の耐震診断

JFE鋼管株式会社

工場立地法のご案内

情報が見つからないときは

関係自治体のウェブサイト（4）

○木更津市ウェブサイト

**木更津市**
KISARAZU CITY

音声読み上げ文字サイズ標準拡大English中文한국어

Googleカスタム検索

ホーム木更津の魅力くらしのガイド市の紹介市政情報事業者の方へ

現在位置：ホーム > 全体のお知らせ > 2016年2月のお知らせ > 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

昌

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法の規定に基づき、「（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1、2号機建設計画に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を、以下のとおり実施します。

事業の名称（仮称）千葉袖ヶ浦火力発電所1、2号機建設計画

事業実施区域 袖ヶ浦市中袖3-1他

縦覧場所及び期間

木更津市役所朝日庁舎行政資料コーナー（木更津市朝日3-10-19）
木更津市環境管理課（木更津市潮浜3-1 クリーンセンター1階）
木更津市立金田公民館（木更津市中島1985）
木更津市立岩根公民館（木更津市高柳3-2-1）
木更津市立中郷公民館（木更津市井尻789）
平成28年2月1日（月）から3月1日（火）
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）
※3月15日（火）までの間、事業者のホームページでも公表されます。
事業者のホームページはこちら

意見書の提出期限 平成28年3月15日（火）
（当日消印有効）

意見書の提出方法 縦覧場所に備え付けの書簡にて郵送

意見書の提出先及び問い合わせ先
〒261-7125 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
ワールドビジネスガーデン・マリブイースト25階
（株）千葉袖ヶ浦エナジー 電話：043-299-0620

説明会の日時及び場所

平成28年2月11日（木）13時30分から（受付開始13時00分）
袖ヶ浦市民会館「大ホール」
袖ヶ浦市坂戸市場1566
平成28年2月16日（火）18時30分から（受付開始18時00分）
袖ヶ浦市臨海スポーツセンター「体育館」
袖ヶ浦市長浦1-57

情報発信元（このページの情報に対するお問い合わせ先）

木更津市 環境部 環境管理課
〒292-0838千葉県木更津市潮浜3-1（グリーンセンター内）
計画・保安担当
生活衛生担当
Tel:0438-36-1432 Fax:0438-30-7322
メールアドレス：kankyou@city.kisarazu.lg.jp

この担当課からさがす：環境部/環境管理課

- 過去一ヶ月
- ▶ 2016年2月
- 2016年1月
- 2015年12月
- 2015年11月
- 2015年10月
- 2015年9月
- 2015年8月
- 2015年7月
- 2015年6月
- 2015年5月
- 2015年4月
- 2015年3月
- 2015年2月

意見書の様式

「(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面にて郵送によりお寄せください。

○意見書の郵送先 〒261-7125 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
ワールドビジネスガーデン マリブイースト25階
(株)千葉袖ヶ浦エナジー 宛

○意見書の提出期限 平成28年3月15日(火)〔当日消印有効〕

意見書

平成 28 年 月 日

[illegible]

注：1.お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

2.この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は15件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が1件あった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文どおり記載した。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1.事業計画

No.	一般の意見	事業者の見解
1	石炭火力発電の計画全般について (仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1,2 号機建設計画は、既存の火力発電所のリプレースではなく、新規建設計画である。2 基あわせて 200 万 kW にもなり、国内の火力発電所建設計画では最大規模になる。高効率の最新技術 (USC) の利用とはいえ、天然ガスの約 2 倍もの CO₂ を排出し、将来への気候変動への甚大な環境影響を及ぼすものである。環境の観点から本計画には反対である。	東日本大震災以降、電力需給問題等を契機に、低廉で安定的な電気が求められています。 石炭火力については、平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料で最も安い」ことから、「安定供給性と経済性に優れた重要なベースロード電源」と位置づけられています。 当社としては、平成 27 年 7 月に発表された電力業界の自主的枠組みの参加者に確実に売電すること、事業者が利用可能な最良の技術、いわゆる BAT の技術を採用すること、さらにはバイオマス混焼を検討することで、最大限の温暖化対策を行うこととしています。
2	石炭種・バイオマス混焼について 設備利用率は記されているが、CO₂ 排出原単位や総排出量、石炭種など、算出の前提となる情報を明示するべきである。発電端効率、送電端効率も環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報である。そのほか、使用石炭種を変える場合、あるいはその可能性があるのであれば、主要産炭地毎の評価を実施すべきである。 またバイオマス混焼についても検討しているとのことだが、混焼することによる環境影響についても評価するべきである。	施設の稼働の排ガスによる二酸化炭素については、評価項目として選定しており、二酸化炭素の年間排出量及び発電電力量当たりの排出量 (排出原単位) 並びに算出の前提となる燃料成分及び燃料使用量等は、環境影響評価準備書に記載します。 また、石炭については、ボイラーで専焼可能な複数の炭種をベースに想定していますが、詳細については今後検討を行うこととしています。 バイオマス燃料については基本的に有機物であり、混焼率も限られていることから、混焼の有無による環境影響は変わらないと想定しています。
3	石炭粉じんの原料は海外からのものですか。	燃料となる石炭は、海外からの輸入炭を使用する予定です。 なお、具体的な調達先については、今後検討していきます。
4	タービンの冷却水の取入れは？ 海水を利用の場合、水クラゲによる、取水口への対策が必要になると思います。	タービンを回した後の蒸気は、復水器で冷却水と間接的に熱交換することで冷却して水に戻します。本事業では、この復水器冷却水として、海水を利用する計画です。 また、ご指摘を頂きましたとおり、取水口へのクラゲ対策は必要となります。これについては、今後詳細設計を進めていく過程において、必要に応じて適切に検討し、事業計画に反映します。

2.大気環境

No.	一般の意見	事業者の見解
5	千葉県知事は計画段階環境配慮書に対する意見の冒頭において、千葉県内ばいじん発生施設総排出量の1割強の硫黄酸化物、2割強のばいじんを排出するとしている。 このような大量の大気汚染物質を排出する事業を実施する事業者の社会的責任についてどのように考えますか。 排出基準を遵守し周辺環境への影響が軽微と評価されれば、全く問題なしですか。	煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度は、石炭の性状とばい煙処理設備の処理効率などにより決まります。 使用する石炭は、現在複数の炭種をベースに想定していますが、環境影響評価方法書に記載したばい煙濃度はいずれの石炭を使用した場合でも遵守できる値として計画しています。 ばい煙処理の各設備については、現時点で利用可能な最良の技術的方法を採用することで、高い処理効率を実現し、可能な限り環境負荷を低減したいと考えています。 煙突高さについては、ボイラー等による建物ダウンウォッシュの発生を回避するため、180m以上とすることを基本とし、計画段階環境配慮書において、煙突高さ180mと200mの2案について予測しました。その結果、いずれの煙突高さであっても、計画施設の寄与濃度（年平均値の最大着地濃度）はバックグラウンド濃度と比較して極めて小さく、将来予測環境濃度は、環境基準の年平均相当値を十分に下回っており、更に煙突高さが高いほど最大着地濃度は小さくなる傾向であることから、周辺大気質への影響を低減する観点から、本事業の煙突高さは200mとしました。また、煙突の構造は、有効煙突高が高くなり、排ガスの拡散効果をより高めることで周辺大気質への影響を低減できることから、集合型煙突を採用しました。 現在、使用する石炭及びばい煙処理設備の効率について詳細検討しているところであり、これらの検討結果は環境影響評価準備書に記載するとともに、大気質（窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、重金属等の微量物質）について予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討します。
6	光化学スモッグ発生時の対応は？	光化学スモッグ発生時の対応については、現状、当該地区で決められている対応内容を遵守することを基本に、地元自治体と協議の上、整理したいと考えています。
7	市原火力発電所建設計画に対する環境大臣意見について 2015年11月13日出された市原火力発電所建設計画 計画段階環境配慮書（市原火力発電合同会社）に対する環境大臣意見において、（別紙2）（1）大気環境①において、「事業実施想定区域の周辺には、他事業者による石炭火力発電所が環境影響評価手続き中であり、大気汚染物質に係る累積的な影響が懸念されることから、今後、可能な限り、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行う等、当該石炭火力発電所との重量を踏まえた予測に必要な情報の収集に努め、必要な調査、予測及び評価を行い、大気環境への影響低減のための適切な環境保全の検討。」が求められており、市原火力発電合同会社による計画と、本計画による複合的な周辺環境影響についても考慮するべきである。	他事業者が計画中の事業については、予測に使用する諸元、保全措置等を含め事業の実施そのものも当社で担保できるものではないため、当社の環境影響評価の中で実施できる内容は限定的ですが、可能な限り、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行い、準備書の作成段階において必要な情報が入手できた場合は、その影響についても考慮します。

3.廃棄物等

No.	一般の意見	事業者の見解
8	産業廃棄物の発生はないのですか。	発電所の建設工事及び運転に伴い、産業廃棄物が発生する見込みです。 これら産業廃棄物の種類や量については今後検討することとしており、発生量を抑制するとともに、極力有効利用に努めるほか、有効利用が困難なものについては、関係法令に基づき適正に処分する計画です。 なお、検討した産業廃棄物の種類及び量については、環境影響評価準備書に記載します。
9	大量に発生する石炭灰について、セメント原料等として全量有効利用するとしているが、全国において石炭火力の新設が計画されております。このため、石炭灰の発生量も膨大になると思います。 このような状況で、セメント原料としての有効利用が困難になることは無いのでしょうか。 セメント原料以外の有効利用の方法についても、具体的に提示されたい。 有効利用が困難となった場合は、発電出力を下げ、石炭灰発生量を抑制する等により、石炭灰を産業廃棄物として埋め立て処分することは、絶対に実施しないと約束していただきたい。	発生する石炭灰を全量有効利用するための用途・方法については今後検討することとしており、セメント原料のほか、コンクリート混和材、盛土材、路盤材への有効利用を考えています。 具体的な有効利用方法については今後検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。 なお、ご指摘を頂きました石炭灰を埋め立て処分することは考えていません。

4. 温室効果ガス等

No.	一般の意見	事業者の見解
10	二酸化炭素の排出削減内容を知りたい。	火力発電所は一般的に、発電効率を向上させることで、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量を低減します。したがって、発電設備用の材質等を改良し蒸気条件を向上させることで、発電効率を向上してきた経緯があります。 火力発電所の発電効率については、国としても環境アセスメントにおける審査基準を設けており、火力発電所に係る内容は「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 4 月、経済産業省・環境省）において、国の審査の観点の 1 つである BAT（Best Available Technology）が、（A）～（C）の区分ごとに「BAT の参考表*」（経済産業省・環境省）に整理・公表されています。 この「BAT の参考表」において、90～110 万 kW 級の石炭火力で（A）に分類されている超々臨界圧（USC）発電技術は、火力発電所の熱効率向上を図るため、従来の超臨界圧（SC）発電技術の蒸気条件（圧力：22.1MPa、温度：566℃）を更に上回る蒸気条件を採用した発電技術です。本事業では、利用可能な最良の技術であるこの超々臨界圧（USC）発電技術の導入に加え、バイオマス混焼等の検討により、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量の低減を図っていきます。 * BAT の参考表は、客観性を確保するため、経済産業省及び環境省において、発電設備メーカーや電気事業者等からのヒアリングをもとに、必要に応じ外部有識者等の意見も聴き、策定・更新されます。原則として、毎年度見直し及び必要に応じ随時更新されています。 BAT の参考表の（A）～（C）の位置づけは次のとおりです。 （A） 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始している最新鋭の発電技術 （B） 商用プラントとして着工済みの発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術 （C） 上記以外の開発・実証段階の発電技術

No.	一般の意見	事業者の見解
11	(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1、2 号機は、国内の石炭火力発電所建設計画のなかで最大規模のものです。高効率の最新技術を利用しても、石炭火力発電は天然ガス火力発電の約 2 倍の CO₂ (二酸化炭素) を排出します。 昨年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) がパリで開かれました。この会議で「パリ協定」が合意され、世界全体で今世紀後半に CO₂ の排出を実質ゼロとすることが決まりました。本計画はこうした流れに逆行するものです。 また、石炭を燃やせば、CO₂ だけでなく、SO_x、NO_x、PM2.5、水銀など人体に有害な大気汚染物質も排出されます。性能のいい装置を使っても微量の大気汚染物質が出てしまいます。したがって、石炭火力発電所の建設は周辺地域住民の健康にも影響をおよぼすことが危惧されます。 つきましては、石炭を燃料としない方法に本計画を変更してくださるよう要望します。	地球温暖化問題は、地球規模で解決すべき、大きな国際的課題です。先般の COP21 で「パリ協定」が採択されましたが、これは、すべての主要排出国が参加する国際的枠組として、極めて歴史的な一歩であり、我が国も「2030 年度に 2013 年度比▲26%」の目標達成に向け、国全体が一丸となって、温暖化対策に取り組む必要があります。 その中で電力業界としては、最適なエネルギーミックスを迫及することで電力業界が一体となり、自主的枠組みを構築し「2030 年度の二酸化炭素排出係数 0.37kg-CO₂/kWh 程度」の目標を掲げています。 この自主的枠組みの中で、それぞれの事業形態に応じて、独自かつ個別に温暖化対策を実施し、第三者チェックも入れた PDCA を毎年度実施することで、目標達成の確度を上げていくことにしています。 石炭火力については、平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料で最も安い」ことから、「安定供給性と経済性に優れた重要なベースロード電源」と位置づけられています。 当社としては、平成 27 年 7 月に発表された電力業界の自主的枠組みの参加者に確実に売電すること、事業者が利用可能な最良の技術、いわゆる BAT の技術を採用すること、さらにはバイオマス混焼を検討することで、最大限の温暖化対策を行うこととしています。 施設の稼働の排ガスによる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、重金属等の微量物質及び二酸化炭素については、今後必要な調査、予測及び評価をするとともに、影響低減のための適切な環境保全措置を検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
12	二酸化炭素削減の評価手法について 6.2.1 調査、予測及び評価の手法第 6.2-10 表に示された「評価の手法」として「発電所から発生する二酸化炭素に係る排出が、実行可能な範囲で回避又は低減されているか」とあるが、石炭を燃料とすること自体が「実行可能な範囲で回避・低減」できていない。 二酸化炭素の排出が大きい石炭を燃料としない方法にすべきではないか。	火力発電所に係る環境アセスメントについては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 4 月、経済産業省・環境省）において、下記の観点により国が審査するとされています。 ①事業者が利用可能な最良の技術（BAT）の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか。 ②国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか ①については、本事業は「BAT の参考表（平成 26 年 4 月時点）」（経済産業省・環境省）における「（A）経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に分類される超々臨界圧（USC）発電技術の導入に加え、バイオマス混焼等の検討により、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量の低減を図っていきます。 ②については、前述の「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」の中で、「枠組全体の目標達成に向けた責任主体は、需要家に電力を販売する小売段階に着目することを想定」、「環境アセスメント対象となる新增設石炭火力から電力調達を予定する電気事業者は確実に参加することを想定」とあることから、当社としては、平成 27 年 7 月に発表された電力業界の自主的枠組みの参加者に確実に売電することで、国の目標・計画との整合が取れるような二酸化炭素排出削減に取り組めます。 また、石炭火力については、平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料で最も安い」ことから、「安定供給性と経済性に優れた重要なベースロード電源」と位置づけられています。 今回、電力小売全面自由化を踏まえ、電力価格の低減や電力購入の選択肢の拡大といった社会的要請や期待に応え、エネルギー企業としての社会的意義を実現し、地元地域経済に貢献していくために、石炭火力発電所を開発することにしました。

No.	一般の意見	事業者の見解
13	「パリ合意」との整合性に関する評価について 昨年 12 月、COP21 において「パリ協定」が合意され、地球の平均気温を 1.5℃/2℃未満にすることを目指し、今世紀後半には CO₂排出が実質ゼロとすることが決まった。この間示された国の削減目標やエネルギーミックスは、「パリ合意」に合うものでもなく、長期目標も示されていないため、今後の見直しが迫られる。 方法書では、「国の『エネルギー基本計画』において、『地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料で最も安い』ことから、『安定供給性と経済性に優れた重要なベースロード電源』と位置づけられており、その開発意義は十分にある」と、国の方針だけを根拠に事業を推進しているが、「パリ協定」をふまえた観点からも環境リスクのみならず、事業リスクもふまえるべきである。評価の手法には、「パリ協定」の批准の観点からも計画を評価すべきである。	地球温暖化問題は、地球規模で解決すべき、大きな国際的課題です。先般の COP21 で「パリ協定」が採択されましたが、これは、すべての主要排出国が参加する国際的枠組として、極めて歴史的な一歩であり、我が国も「2030 年度に 2013 年度比▲26%」の目標達成に向け、国全体が一丸となって、温暖化対策に取り組む必要があります。 その中で電力業界としては、最適なエネルギーミックスを迫及することで電力業界が一体となり、自主的枠組みを構築し「2030 年度の二酸化炭素排出係数 0.37kg-CO₂/kWh 程度」の目標を掲げています。 この自主的枠組みの中で、それぞれの事業形態に応じて、独自かつ個別に温暖化対策を実施し、第三者チェックも入れた PDCA を毎年度実施することで、目標達成の確度を上げていくことにしています。 石炭火力については、平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料で最も安い」ことから、「安定供給性と経済性に優れた重要なベースロード電源」と位置づけられています。 当社としては、平成 27 年 7 月に発表された電力業界の自主的枠組みの参加者に確実に売電すること、事業者が利用可能な最良の技術、いわゆる BAT の技術を採用すること、さらにはバイオマス混焼を検討することで、最大限の温暖化対策を行うこととしています。

5. 情報公開

No.	一般の意見	事業者の見解
14	近くへの発電所の建設、嬉しいことです。 最新技術での発電所はこれまでのものより効率的なものとなり、国益に通ずる、ということでしょうから、また自治体としても協力業者も含め雇用もいくらかは発生し、喜ばしいことでしょう。 なぜ地元などに嫌われていることがあるかと言えば、公害発生の懸念。 勿論、それを認識されての、「環境影響評価方法書の縦覧および説明会」なのでしょう。 こんないいものを稼働させます。公害対策は最新の技術で行っていきます。が、企業の意気込みでしょう。 どうぞ、地域住民に広くご説明いただきたいものです。予備調査も地域の状況なども充分調査をなされ、計画をお進め下さい。長浦の体育館での説明会は音響的に不備があるようで、聞き取りにくく、近くにいらした担当者に、2回も改善をお願い出ましたのに、動かず、処置されませんでしたので、説明会者席に向かってお願いしたりしました。地元の方は体育館のことをご承知だったので、教えてくれたすかりました。 公害を出さない！との信念、どの企業も同じでしょう。 煙や水の排水前のチェックを充分になされ、その測定値は地元自治体へ同時表示させることも大事かと思えます。 洗濯物を汚さないよう、光化学スモッグを出さないよう、魚介類への、海苔養殖への影響を及ぼさないよう、お願い致します。 予備調査では、水温上昇に弱いと思われる種をいくつか選定され、また海苔につきましてもその影響調査など行われれば、より説得性ももてることと思います。	貴重なご意見として拝受します。 説明会ではご不便をおかけし、大変申し訳ございませんでした。以降の環境影響評価準備書の説明会では、頂きましたご意見を踏まえ、より良いものとなるよう、努めて参ります。 発電所から排出される排ガスや一般排水については、法令等に基づく基準に適合するよう、適切に管理します。なお、測定値の公表につきましては、地元自治体と協議・検討していきます。 排ガスによる大気質への影響については、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん及び重金属等の微量物質に対し、適切な環境保全措置を講じることで、可能な限り低減します。 温排水による海生生物への影響については、本事業では表層放水方式と比べ温排水の拡がりを低減できる水中放水方式の採用、より冷たい海水が利用できる深層取水方式の採用及び取放水温度差を管理する等により、可能な限り低減する計画とします。 これらの内容は、環境影響評価準備書に取りまとめ、縦覧や説明会を通して地域の皆さまへ周知を図るとともに、再度、ご意見をお聞きした上で、環境影響評価書として取りまとめます。 今後とも、本事業につきまして、地域の皆さまのご理解を賜れるよう、努めて参ります。

No.	一般の意見	事業者の見解
15	情報公開について 環境アセスメントにおいて公開される資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。これについては、環境省が平成 24 年「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」において、インターネットでの公表について「法定の公表期間後であっても、対象事業に対する国民の理解や環境保全に関する知見の共有・蓄積といった観点から、インターネットを利用した公表を継続することが望まれます。」と記述しているとおり、継続した情報提供の必要性を示している。さらに、同書では「インターネットにより公表されている環境影響評価図書の閲覧及びダウンロードに要する費用は、無料とします。また、法定期間後も継続してインターネット上で公表する図書など、自主的にインターネットで公表する図書の閲覧及びダウンロードに要する費用も、無料とすることが望まれます。」としているとおり、方法書などの環境影響評価図書のダウンロードを無料で行うことも推奨している。 さらに、インターネットの公表期間を限定し、ダウンロードやコピー、コピー＆ペースト機能にも制限をかけることについて、本方法書の第 7 章「1-2 表(7)一般の意見に対する事業者の見解」の中で「当社以外が作成した地図等を含むことから、無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある」などと説明されているが、地図の引用元である国土地理院では「認めるか認めないかは作成者が決めること。承認は必要無い」としており、インターネット上の公開については問題ないはずである。	(縦覧期間について) 方法書及び要約書の縦覧期間については、環境影響評価法に基づき一月間（平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 1 日まで）としましたが、当社事務所と当社ホームページについては、意見書の受付期間（平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 15 日まで）において閲覧できるよう配慮いたしました。 (印刷、ダウンロード等について) 方法書等の環境影響評価図書のインターネットでの公表は、より多くの方々から「環境の保全の見地からの意見」を求めるために実施していますが、インターネット上に公表される情報は複製や加工が容易であることから、目的外での利用を防止するため、公表に当たっては配慮が必要と考えています。 また、環境影響評価図書は、作成した当社が著作権を有するとともに、その中には当社以外の者が作成した地図、写真、図形等や当社の技術ノウハウが含まれており、その流出を阻止しなければなりません。 以上のことから、環境影響評価図書をインターネットへ公表するに当たり、ファイルの編集、ダウンロード、印刷等ができないよう措置させていただきました。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

環境の保全の見地以外からのご意見

No.	一般の意見	事業者の見解
1	安全で低価格な電力を望んでいます。	貴重なご意見として拝受します。 環境面は勿論のこと、安全を大前提に低廉で安定的な電気が供給できるよう、努めて参ります。